

令和3年度

事業計画

【はらまちひばりワークセンター】

I. 基本方針

本年3月11日で東日本大震災及び福島原発事故から丸10年目経ちましたが、当地域の社会経済は未だ震災前のような姿には戻ってきておらず、また昨年から続いている新型コロナウイルスの影響によりこれまでのような日常生活は通用しなくなり、これからの事業所運営は予測の付かない厳しい状況が続くものと思われまます。

こうした中であって、平成23年9月に当法人は近隣の3事業所（精神・身体・知的）と合併をして、新生法人になり丁度10年を迎えますが、合併当時の思いを再確認いたし、共通の福祉のあり方を共存し合うことにより、地域社会での障がい者の生活がより安定と多様な支援が効果的に出来るような施設運営を目指して参ります。

そして、利用者の一般就労を積極的に支援する一方、事業運営としては事業収入の確保を図るため、既存作業収入の増加につなげる工夫や新たな事業の開拓に努め、利用者も職員も就労の場である事業所が働きやすい職場環境を整備し、誰もがその能力が十分発揮出来るような魅力ある事業所づくりに努めることといたします。

II. 重点事項

1. 事業所関係

(1) 経営基盤の安定化

- ・各事業の収入状況の把握と分析検討（効率的な運営など）
- ・利用者の確保や定員拡大による安定した事業所運営の方策
- ・工賃向上への取り組み強化
- ・苦情解決及び虐待防止、身体拘束廃止委員会による法人の活性化
- ・将来の運営展望を模索
- ・資源回収班作業所の整備検討（シャワー室、休憩所）

(2) リスクマネジメント（危機管理）の体制構築

- ・防災訓練（年2回以上）の実施
- ・新たな災害への備えや対応（福祉避難所など）
- ・事故防止と共に事故発生時の速やかな対処

- ・新型コロナなどの感染症防止対策の徹底
(衛生委員会などによる取り組み)

(2) 地域交流の推進や情報発信

- ・法人情報を的確に伝えるため定期的な会報発行やHPの発信
- ・健康福祉まつりなどの諸行事に参加し地域社会と共存
- ・地域の会議等において他所との連携や情報交換を密にして情報を共有
- ・実習生や体験学生の積極的な受入

(3) 行政や関係団体への要望活動

- ・障害のある人の権利を守る制度づくりのための活動
(報酬改正や65歳問題の仕組み改善要望)
- ・グループホームの整備促進
(親亡き後に希望する暮らしを支える制度)

(4) 地域貢献

- ・原町手をつなぐ親の会への事務所提供

2、利用者支援関係

(1) 利用者及び保護者との信頼関係構築

- ・利用者視点での支援の徹底化
- ・自己実現や自立支援のサポートサービス提供
- ・意見、要望、不満、トラブルを吸い上げ、速やかな対応
- ・「報・連・相」の実践
- ・障がい事業所見学と勉強会

(2) 就労移行支援の取組み

- ・働くことの楽しみを一緒に考えながら活躍の機会づくり
- ・一般就労移行に向けた支援提供
(事業所見学など積極的な就労のための支援)

(3) 高品質で安定したサービス提供

- ・事故防止の取組み継続
(特に安全な送迎サービスの実施)
- ・各種マニュアルにより利用者の生命を守る

(4) 生活面の支援活動

- ・ 毎月の外食や行事で楽しさを体験させ生活意識の高揚
- ・ 利用者の生活習慣や健康維持への啓蒙
- ・ 絵画の作成や地域のイベントに参加するなどの支援活動

3、職員関係

(1) 人材確保や定着に向けた取り組み

- ・ 職員の処遇改善交付金の取組み継続
- ・ 働きやすい環境づくりの整備

(2) 職員の意識改革と資質の向上

- ・ 一人ひとりの気づきや発想転換を大切に、創意工夫を引き出す
- ・ 県や各種団体の研修会に、職員は年一回以上受講し研修後は報告会開催
- ・ 支援員に相応しい育成のため、内部会議や研修の充実

4、その他

(1) 令和3年度法人記念事業の検討

- ・ 新法人設立10周年記念事業として、マーク制定や記念誌発行など

【 相談支援事業所 はらまちひばり 】

《事業方針》

社会的支援を必要とする方々に対して、就業・生活の相談に応じ社会生活での生活ができるよう、各福祉サービスの情報の提供、個別ワークのサポートにより生活意欲の増進と安心に努める。

1. 特定相談支援事業（サービス等利用計画作成）

(1) 事業概要

- ① 計画相談支援
- ② 基本相談支援

(2) 対象者

- ① 計画相談については、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病者
- ② 基本相談については、障害者及びその保護者又は介護者

(3) 内容

①計画相談支援

○「サービス利用支援」

支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成。

○支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整。

○「継続サービス利用支援」

支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直しを行う（モニタリング）。

○サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

②基本相談支援

すべての障害児及び、その保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

2. 南相馬市障がい者等相談支援事業

(1) 障がい者相談支援事業

①福祉サービスの利用援助

- ・ サービス情報の提供及び利用援助、要援助
- ・ 介護相談その他のサービスの利用目的

②社会資源を活用するための支援

- ・ 施設、事業の紹介
- ・ 福祉機器等の利用助言、指導
- ・ コミュニケーション支援
- ・ 住宅に関する相談
- ・ 生活情報の提供等

③社会生活力を高める支援

- ・ 家族関係、人間関係に関する支援
- ・ 身だしなみ、健康管理等の指導
- ・ 家事、家庭管理の指導、助言
- ・ 趣味、余暇活動等社会参加に関する支援
- ・ 生活情報の活用に関する支援

④ピアカウンセリング

- ・ 障がい当事者による相談
- ・ サービス提供事業所による相談

⑤権利擁護のために必要な援助

- ・ 金銭管理の利用に関する支援

- ・成年後見制度利用に関する支援

⑥専門機関の紹介

- ・障がい者サービス等に係る専門機関の照会

(2) 相談支援機能強化事業

①専門的な知識を必要とする困難ケース等の対応

②自立支援協議会を構成する他の相談事業者との連携

③市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案したサービス利用計画の作成

(3) 障がい支援区分認定調査業務

①障害福祉サービスを受けようとする障がい者等の調査

(4) 自立支援協議会との連携

①市が設置する地域自立支援協議会との連携

②市が設置する地域自立支援協議会専門部会の運営

(5) 住宅入居等支援

①不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主との入居契約手続き支援

3. 質の向上にむけて

○研修会、勉強会への参加。

○苦情解決体制の整備。

4. 地域課題への取り組み

○毎月開催される市内の相談支援事業所連絡会に参加し、地域課題について検討する。